

自動車・バイク・農耕車をお持ちの方

登録・廃車手続きは
お済みですか？

自動車税や軽自動車税は毎年4月1日に自動車等を所有する方に課税されます。次の項目に該当する場合には早めの手続きをお願いします。

- ・所有者が亡くなった
 - ・氏名や住所が変わった
 - ・自動車を廃車した
 - ・売買等で所有者が変わった
 - ・改造して排気量が変わった
- これらの手続きが遅れると、車両を所有していないにもかかわらず税金がかかり、登録所有者へ通知されます。手続きが済まされているか、再度登録状況をご確認ください。

※1)注意ください！

手続きをしないままバイク等を知人に貸した後、所在不明になる等のトラブルが見受けられます。標識(ナンバープレート)を譲渡したり貸し



付けたりすることは禁止されています。安易に貸したりせず、必ず廃車・譲渡の手続きをしてください。

【登録・変更・廃車の手続きに関する問い合わせ先一覧】

車両	手続き先	電話番号
普通自動車 バイク(250cc超)	関東運輸局 (山梨運輸支局)	050-5540-2039
バイク(125cc超~250cc以下)		
軽自動車	軽自動車 検査協会	050-3816-3121
原動機付自転車 (50cc超~125cc以下)	藤崎市役所 (税務収納課)	22-1111 (内153~155)
農耕車(トラクター等)		

■税に関する問い合わせ

●普通自動車

総合県税事務所

☎055・262・4662

●軽自動車・原付・農耕車

税務収納課 市民税担当

(内線153~155)

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

山梨県心身障害者自動車 燃料費助成金請求の受付

平成30年1月から12月までの自動車燃料購入費の助成を行いますので、該当する方は、手続きをお願いします。

■対象者

平成30年1月以降、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方で、次のいずれかを所持している方

- ・身体障害者手帳 1・2級
- ・療育手帳 A
- ・戦傷病者手帳 特別第1・第2項症

※減免対象車が県外ナンバーの場合は助成対象外です。

■受付期間

平成31年1月7日(月) ~
平成31年2月8日(金)

※土・日・祝日を除く

※期間内に手続きをしない場合は、助成金の請求はできませんのでご注意ください。

■持ち物

- ①山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ②燃料購入先で証明を受けた支払証明書または宛名に請求者氏名が記載印字された領収書および購入量計算書

【受付日程】

集団受付日	時間	会場
1月7日(月) 1月17日(木) 1月25日(金) 1月30日(水)	9時30分~12時 13時~16時	甲府市 総合市民会館
1月9日(水)	10時~12時 13時~15時	昭和町総合会館
1月11日(金) 1月22日(火)	10時~12時 13時~15時	南アルプス市地域 防災交流センター (十五所)
1月15日(火) 1月18日(金)	10時~12時 13時~15時	甲斐市 敷島総合文化会館
1月21日(月)	10時~12時 13時~15時	北杜市役所本庁舎 (須玉)
1月28日(月)	10時~12時 13時~16時	北巨摩合同庁舎 (藤崎市本町)
1月31日(木)	10時~12時 13時~15時	北杜市役所 長坂総合支所

※集団受付日に来場できない場合は、集団受付日以外の日、中北保健福祉事務所で受け付けます。(必ず事前にご連絡をお願いします。)

預金種目・口座番号の確認
ができるもの。)

■請求書・購入量計算書および支払証明用紙の配布場所
・県中北保健福祉事務所福祉課
・福祉課 障がい福祉担当
※中北保健福祉事務所のホームページからも印刷可

■問い合わせ

県中北保健福祉事務所内
福祉課 障害福祉担当
☎055・237・1381
055・235・7115